

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

旭川市は、国民年金事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

旭川市長

## 公表日

令和5年11月6日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	「国民年金法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」の規定に基づき、国民年金に係る各種相談への対応、申請・届出の受理・審査等を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に利用する。 ・国民年金第1号被保険者等の資格に関する届出等の受付、名簿の管理 ・国民年金第1号被保険者等の保険料の免除申請等の受理・審査 ・障害基礎年金請求書等の受理・審査 ・以上に関する書類等の日本年金機構への送付
③システムの名称	国民年金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金に関する事務	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第1の31の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地（総合庁舎3階） 旭川市市民生活部地域活動推進課 0166-25-9101
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地（総合庁舎1階） 旭川市市民生活部市民課国民年金担当 0166-25-6306

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ O ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署	課長 東峰 隆	市民課長	事後	評価書の様式変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない。
令和1年6月24日	IIしきい値判断項目 1 いつの時点の計数か	平成28年3月4日時点	平成31年4月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない。
令和1年6月24日	IIしきい値判断項目 2 いつの時点の計数か	平成28年3月4日時点	平成31年4月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない。
令和1年6月24日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	評価書の様式変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない。
令和3年3月31日	I-1-② 事務の内容	国民年金法等に基づき、国民年金に係る各種相談への対応、申請・届出の受理・審査等を行う。	「国民年金法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の規定に基づき、国民年金に係る各種相談への対応、申請・届出の受理・審査等を行う。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない。
令和3年3月31日	IIしきい値判断項目 1 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年11月20日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない。
令和3年3月31日	IIしきい値判断項目 2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価書の様式変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない。
令和5年11月6日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	旭川市6条通9丁目46番地（総合庁舎1階） 旭川市市民生活部市民活動課 市民参加推進係（市政情報コーナー）	旭川市7条通9丁目48番地（総合庁舎3階） 旭川市市民生活部地域活動推進課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない。
令和5年11月6日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	旭川市6条通9丁目46番地	旭川市7条通9丁目48番地	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない。
令和5年11月6日	IIしきい値判断項目 1 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和5年10月1日時点	事後	評価書の様式変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない。

